

○附属機関の会議の公開等に関する要綱

平成 18 年 2 月 13 日告示第 7 号

改正

平成 25 年 10 月 1 日告示第 172 号

附属機関の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長浜市情報公開条例（平成 18 年長浜市条例第 17 号）第 27 条に定める附属機関の会議の公開の運用について必要な事項を定めるものとする。

(公開又は非公開の決定)

第 2 条 附属機関の会議は、長浜市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。

2 附属機関の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の周知)

第 3 条 附属機関は、公開の会議を開催する場合、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、長浜市広報に掲載するとともに開催当日の 1 週間前までに、市政情報コーナーに掲示し、市政記者クラブに案内を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

(1) 附属機関の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする議題及び理由を含む。）

(5) 傍聴者の定員

(6) 傍聴の手続

(7) 問い合わせ先

(公開の方法等)

第 4 条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。

2 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

(1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。

この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。

(2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。

4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに市政情報コーナーに備え付け閲覧に供するものとする。

(非公開会議の会議概要の公開)

第5条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

(懇談会等の会議の公開)

第6条 有識者、市民等から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として開催する懇談会、懇話会、研究会その他の要領により開催する会合（本市職員のみで構成するもの、関係行政機関若しくは関係団体との連絡調整を主な目的とするもの又は実行委員会その他のイベント等を実施するために組織するものを除く。）における会議の公開は、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第2項及び第4条第2項中「附属機関の長」とあるのは、「会合を所管する課の長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成25年10月1日告示第172号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。（後略）